

道からの報告の求めに応じなかった事業者

令和元年（2019年）6月17日
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

道内の消費者に対して、浄水器等の訪問販売を行う個人事業者が、北海道消費生活条例第50条第1項の規定に基づく報告の求めに応じなかったことから、当該事業者の氏名等を公表します。

1 経緯

道では、浄水器等の訪問販売を行う個人事業者に対して、北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号。以下「条例」という。）第50条第1項の規定に基づき、平成31年（2019年）4月23日付けで同年5月15日を期限として報告を求めたが、事業者からは、期限までに報告がなかった。

このことから、事業者が道からの報告の求めに応じなかった旨のほか、事業者の概要、報告を求めた事項及び消費者苦情相談の概要を公表する。

2 公表する根拠

条例第51条第1項

3 事業者の概要

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 氏名 | すが かつひこ
菅 克彦 |
| (2) 使用している名称 | ライフサポートジャパン（個人事業者） |
| (3) 所在地 | 釧路市愛国東3丁目 |
| (4) 業態 | 訪問販売（浄水器、寝具等） |

4 事業者に報告を求めた事項

- (1) 事業者の概要（名称、所在地、法人格、組織、役員・従業員の状況、売上額等）
- (2) 事業の概要（取り扱い役務の種類・内容等、契約実績、勧誘・販売方法等）

5 道内における消費者苦情相談の概要

訪問販売により浄水器の売買契約の勧誘を受けた消費者から、「一度断ったが、しつこく勧誘され契約を締結し、契約書面をもらっていない」、「契約をしたが、手持ちのお金がないと言うと銀行ATMまで連れて行かれた」、という苦情相談がある。

お問い合わせ先
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示・取引適正化グループ
電話 011-204-5213

○北海道消費生活条例（平成 11 年北海道条例第 43 号）

（不当な取引方法の禁止）

第 16 条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

（4）消費者を威迫して困惑させ、不安にさせ、若しくは正常な判断ができない状態に陥らせ、又は消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

（6）消費者又はその関係人を欺き、威迫して困惑させる等不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）。に基づく債務の履行を強要し、又は当該債務を履行させること。

（不当な取引方法による被害の防止）

第 17 条 知事は、不当な取引方法が用いられている疑いがあると認められるときは、速やかにその取引実態等につき必要な調査を行うものとする。

（立入調査等）

第 50 条 知事は、第 9 条、第 15 条、第 15 条の 2、第 17 条、第 19 条及び第 20 条の規定の施行に必要な限度において、事業者その他当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるもの（以下この項において「事業者等」という。）に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者等の営業所、事務所等に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは当該事業者等の関係者に質問させることができる。

（公表）

第 51 条 知事は、第 9 条第 3 項、第 15 条第 2 項、第 15 条の 2 第 3 項、第 17 条第 3 項、第 19 条第 2 項若しくは第 20 条第 2 項の規定による勧告に従わない者、第 48 条に規定する出席の要求を正当な理由がなく拒み、若しくは資料の提出をしなかった者又は前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、立入調査を拒み、若しくは質問に対し答弁しなかったものがあるときは、その旨を公表することができる。